

令和5年度 江戸川区立平井東小学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

豊かな感性と人権尊重の精神をもち、心身共に健全で、自主性と創造性に富み、伝統文化を重んじ、責任感と思いやりの心をもち、自らの力で判断できる児童の育成を基本とした学校教育の充実・発展を図る。

人権教育の目標

基礎的・基本的な内容を定着させ、一人一人の資質や能力を十分伸張させるように努める。偏見や差別の不合理制に気付かせ、同和問題をはじめ様々な人権課題について理解させ、自他を尊重する心情や態度の育成を図る。

目指す児童・生徒像

- 身近な人権課題に関心をもち、正しく理解し、公正な判断ができる子。
- いじめや差別をなくし、望ましい人間関係を気付こうとする子。
- 自分のよさや友達のを認め、自分も他人も大切にできる子。

目標策定の方針

- 社会の要請
国際化、高齢化への対応
男女平等参画
確かな学力
豊かな人間性
- 児童の実態
不安や悩み、心の問題
- 教師の願い
豊かなかかわり
自己肯定自己実現
- 児童、保護者、地域の願い
他者への思いやりの心、
社会生活の基本的ルール
いじめ、不登校等の防止

人権教育に関する指導の実態把握

- 学期に1回のひがしっ子アンケートによるいじめを防止するための実態把握と早期解決を実施している。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的側面、態度的側面、技能的側面）

- ・身近な生活の中にある様々な偏見や差別に気付かせ、人権課題について正しく理解させるとともに、相手の立場に立って考える態度を育成する。
- ・基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、思考力、判断力、表現力を養い、自己実現が図られるようにする。
- ・望ましい人間関係を育成し、一人一人が生き生きと学校生活を送ることができるようにする。
- ・低学年では善悪に対する判断力の育成、中学年では協力し助け合う態度の育成、高学年では国家・社会の一員としての自覚の育成を重点とする。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- 教育を受ける権利の保障として、学力の保障（魅力ある授業の創造と基礎学力の充実を図る。朝学習、朝読書の時間を充実させる。）
- 人権を尊重する主体を育てる教育として、人間関係（各教科領域を通して自尊感情を育成する。）
- 人権が尊重される教育を行うため教育環境（安心して学習できる教育の環境づくりに努め、教職員が共通理解のもと指導にあたる。）

学年・学級経営

- 教育目標の具現化、心豊かな児童の育成を図る。・学級経営案、週案を作成し計画、実践、評価する。
- 児童理解と基本的生活習慣の徹底
- 一人一人を大切に自己実現を図る
- 教師と児童、児童相互の豊かな人間関係を築く。
- ひまわり学級との交流

日常的な指導

- 豊かな人間関係、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度、集団の一員としての連帯意識を育て、個性の伸長を図る。
- ・異学年交流（なかよし班活動）
- あいさつ

教科等の指導

- 基礎・基本を大切に、個を生かす指導の工夫を通して全ての児童に確かな学力を身に付けさせる。
- 科学的・合理的な考え方を身に付けさせる。
- 各教科の特性を生かし豊かな感性と心情を育成する。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

○人とのつながりの中で人権感覚を養い、社会や生活を見つめながら、主体的に行動できる児童の育成を図るために、各教科を通して、自己理解や課題発見力、人間関係力、自己表現力、協力・共同、郷土へのほこりなどのよりよく生きる力を身に付けさせる。

教職員の研修

- 各教科の指導法の研究
- 校内研究の充実
- 生活指導研修
・児童理解・教育相談・連絡会
- 人権に関する共通理解
- 呼称の徹底 関係を築く
- 人権教育プログラムの活用

校種間の連携

- 地域施設との交流や体験活動を通し、豊かな人間豊かな人間関係を育成する。
・高齢者施設、保育園との交流
・小中連携公開授業と懇談会

家庭・地域との連携

- 人権教育に対する共通理解
・各種便り・保護者会
- 開かれた学校教育を推進し、児童の健やかな成長を共に考える。
・学校公開・学校応援団